

会 員 各 位

(一社) 日本舶用機関整備協会
会長 浅田 栄一

優良舶用機関整備士表彰のご案内

拝啓 会員皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会が設立されてから20年余が経過いたしました。設立後ただちに舶用機関整備士の資格検定事業を開始しましたが、第一回目の資格検定により1級整備士資格を取得し、以来、今日まで継続して整備技術者としてご活躍されている方が少なからずいらっしゃいます。

今般、このように永年勤続されている優秀な従業員の方々に対してその労に報い、これを激励するとともに意欲の高揚を図り、もって整備技術者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的に、優良舶用機関整備士に対する表彰制度を設けることとしました。

事業主の皆様におかれましては、是非、貴企業従業員の方をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

敬具

1 表彰区分

優良舶用機関整備士

2 表彰基準

会員事業所に勤務し、次の条件に合致している者で、事業主が推薦する者として。

- ① 1級舶用機関整備士として船用機関の整備業務に従事した期間が20年を超える者
- ② 50歳以上の整備技術者
- ③ 成績優秀な者

3 推薦方法

被表彰者の推薦の申し込みは次のとおりとします。

- ① 別添推薦書を協会事務局まで提出
- ② 推薦締切日は原則、当該表彰年の3月31日（平成29年3月31日）

4 被表彰者の選考

被表彰者の選考にあたっては、当協会理事会への付議決定とし、選考の結果については事務所にご連絡します。

5 表彰方法

会長名による表彰状を贈呈するとともに会誌に掲載し広く会員に周知します。

表彰の場所及び時期については、原則として被表彰者の所属する支部において支部長より、機会を見て（例えば支部総会の日）授与することとします。

表彰規程

第1条 一般社団法人日本舶用機関整備協会（以下「協会」という。）の会務等に功績のあった者（団体を含む。以下同じ）、会員企業の社員等に対する表彰については、この規程の定めるところによる。

第2条 協会の会務等に功績のあった者に対する表彰は、協会の運営に尽力し、若しくはその業務に貢献又は協力した者で、その功績が顕著であったものについて行う。

第3条 会員企業の社員等に対する表彰は、協会の事業に関連のある業務に関して顕著な功績又は他の模範となる業績を有する者について行う。

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与し、又は感謝状を贈呈すること等により行う。

第5条 前条の表彰には、副賞として記念品若しくは賞金を加授し、又は贈呈することができる。

第6条 表彰に関する選考基準、手続等については、別に会長が定める。

表彰規程の運用について

表彰規程（規程第19号）第6条に基づき、次のように基準等を定める。

1. 表彰の対象者

協会の事業に関連のある業務に関して顕著な功績又は他の模範となる業績を有する者について行うこととし、「優良舶用機関整備士」の称号を与える。

2. 表彰基準

- ① 50歳以上の整備技術者であって、
- ② 1級舶用機関整備士として舶用機関の整備関係業務に従事した期間が20年を超え、
- ③ 成績優秀な者

注記：「成績優秀な者」は推薦者（事業主）の判断による。

役員を含むが、経営者は原則として対象から除外するが、小規模事業者にあつて、自ら整備主任となり、整備に関する実務に従事している者はこの限りではない。

3. 表彰の推薦

表彰の推薦は、協会の会員である事業主が行うこととし、推薦に際しては、表彰候補推薦書を会長あて提出する。

4. 表彰の決定

事業主から推薦された者につき理事会において選考の上決定する。

5. 表彰

- ① 表彰は、原則、受賞者が所属する支部において、支部長が授与する。
- ② 記念品は添えない。

表彰候補者推薦書

平成 年 月 日

(推薦者)

所在地

会社名

代表者氏名



表彰候補者氏名（フリガナ付）生年月日		所属及び職名
（ ） 昭和 年 月 日生		
職	昭和 年 月 日入社 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 平成 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	
歴	（以下は1級船舶機関整備士としての職歴） 平成 8年10月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 現在	
参考 となる 事項	※ 功績内容、その他素行、勤務振りなど参考となる事項を、200字程度以内で記入願います	
推薦順位		
担当者氏名及び連絡先電話番号		